

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
-------	-----	-------	-----------------------------------

■医学管理等

外来腫瘍化学療法診療料 外来腫瘍化学療法診療料 1 イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合 外来腫瘍化学療法診療料 2 イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合 外来腫瘍化学療法診療料 3 イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合 小児加算 連携充実加算 がん薬物療法体制充実加算	全体 「その他」欄	外化投 1 外化管 1 外化投 2 外化管 2 外化投 3 外化管 3 連充	
---	--------------	--	--

■投 薬

処方料 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	全体 「その他」欄		
処方箋料 抗悪性腫瘍剤処方管理加算			

■注 射

注射・通則 生物学的製剤注射加算 精密持続点滴注射加算 麻薬注射加算	全体 「その他」欄 (※は「摘要」欄に 略号を記載)		
外来化学療法加算 1 ※ 15 歳未満の患者の場合／ 15 歳以上の患者の場合 外来化学療法加算 2 ※ 15 歳未満の患者の場合／ 15 歳以上の患者の場合 バイオ後続品導入初期加算 ※		化 1 化 2 バイオ	
皮内、皮下および筋肉内注射（1 回につき）① 静脈内注射（1 回につき）② 乳幼児加算		所定欄	
動脈注射（1 日につき） 内臓の場合／その他の場合	全体 「その他」欄 (※は「摘要」欄に 略号を記載)		○
抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1 日につき）			○
点滴注射（1 日につき） 6 歳未満の乳幼児に対するもの（1 日分注射量 100mL 以上） 上記以外の者に対するもの（1 日分注射量 500mL 以上） その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る） 乳幼児加算			○
血漿成分製剤加算 ※		血漿	○
中心静脈注射（1 日につき） 乳幼児加算			○
血漿成分製剤加算 ※		血漿	○
中心静脈注射用カテーテル挿入 乳幼児加算 静脈切開法加算			○
末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入 乳幼児加算			○

算定項目等	記載欄	明細書略号	「摘要」欄記載 (○：原則必要, △：場合により必要)
植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき） 乳幼児加算	全体 「その他」欄		○
関節腔内注射			○
滑液嚢穿刺後の注入			○
無菌製剤処理料 無菌製剤処理料 1 閉鎖式接続器具を使用した場合 それ以外の場合 無菌製剤処理料 2 投与時閉鎖式接続器具使用加算	「摘要」欄	菌 1 器具 菌 1 菌 2	○
薬 剤（注射）	全体 「その他」欄		
■手術			
手術・通則 周術期栄養管理実施加算	処置・手術 「その他」欄		
■麻 酔			
歯科麻酔管理料 歯科麻酔管理料 1 長時間麻酔管理加算／周術期薬剤管理加算	麻酔 「その他」欄	歯麻管 1	
声門上器具または気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔〈医科〉 その他の場合 イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 ロ イ以外の場合			○